

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月12日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年10月12日まで

私は、高校卒業後、A社に入社し、申立期間に同社C支店に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録により、申立人は、昭和37年3月1日から同年10月11日までA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が記憶するA社C支店における同僚は、昭和37年当時、全員、同社同支店において厚生年金保険被保険者記録が存在する上、当該同僚のうち、連絡が取れた複数の者は、申立人が同社同支店に勤務していたことを記憶している。

さらに、B社では、正社員は、見習期間を含め、入社日と同日付けで厚生年金保険に加入させているとしているほか、昭和37年当時、A社C支店及び同社同支店の母店である同社D支店において厚生年金保険被保険者記録が存在する複数の同僚も同様のことを述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社に入社

した同年代の同僚における昭和 37 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、通常、厚生年金保険加入者全員分の厚生年金保険料を給与天引きし、金額確認後に納付していることから、申立人分についても納付したことは明らかであるとして、納付したと主張している。しかしながら、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和 37 年 3 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月30日から同年2月1日まで

A社(本店)から同社B支店に転勤した際の申立期間が、厚生年金保険被保険者記録から欠落していることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A社を承継するC社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和43年1月30日にA社(本店)から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社B支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日と企業年金連合会が保管する申立人に係るD厚生年金基金の加入員台帳に記載されている加入員資格取得日は同日であり、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日を記録するとは考え難いことから、事業主が昭和43年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

申立人の同年1月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月28日から同年8月7日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社して以来、平成3年8月31日に退職するまで、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、C健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和34年7月28日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（6万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から47年10月1日まで
私が申立期間に勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額について、6万8,000円であるべきところが6万4,000円になっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は6万4,000円とされており、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、申立人が保管する同社発行の社会保険（料）月額通知書に記載されている平均月額（標準報酬月額）と厚生年金保険被保険者記録における標準報酬月額は申立期間を除き一致する上、申立期間に係る社会保険（料）月額通知書には、平均月額「68千円」と記載されていることが確認できる。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、社会保険事務所（当時）に算定基礎届を提出し、その後、社会保険事務所から標準報酬月額決定通知書を受けた後に、当該通知書に基づいて、社会保険（料）月額通知書を従業員に対して発行していた旨述べている。

なお、申立期間に係る社会保険（料）月額通知書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、昭和46年11月1日改定の保険料率を基に計算されているため、仮に、同年10月の厚生年金保険料について、同年11月1日改定

の保険料率を基に控除された場合には、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該社会保険（料）月額通知書に記載されている平均月額により、6万8,000円とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（6万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、A社会保険事務所（当時）で昭和46年9月から48年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料を、さかのぼって一括で納付した。申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶は無いものの、もし、申立期間が未納であれば、一括で納付した時に併せて申立期間に係る納付勧奨があったはずだが、それが無かったのは納付済みであったからだと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「納付書・領収証書」及び申立人に係る特殊台帳により、申立人は、昭和50年12月13日に、申立期間直前の46年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料を特例納付又は追納し、申立期間直後の同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料については、時効となっている上、申立期間は特例納付又は追納の対象期間でもないことから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 2 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間にA社の派遣社員として勤務していた。雇用保険被保険者証では被保険者となった日が平成 12 年 11 月 2 日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳によれば、申立期間である平成 12 年 11 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社では、新規採用者については、採用後 1 か月間程度は雇用保険にのみ加入させ、厚生年金保険については、加入要件を満たすことが確実になった時に加入手続を行っていたとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月ごろから 39 年 5 月ごろまで
② 昭和 39 年 5 月ごろから 41 年 1 月ごろまで

私は、昭和 38 年 5 月ごろに A 社（現在は、B 社）が経営する C 店に正社員として入社し、調理の仕事に 1 年間ほど従事した。

C 店を退職後、同僚の紹介で D 社に入社し、次の会社に入社する直前まで、調理の仕事に従事した。

いずれの事業所でも、健康保険証を持って病院を受診した記憶があるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、B 社及び D 社のそれぞれの事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A 社は昭和 41 年 5 月 1 日に、D 社は 48 年 12 月 17 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、両事業所は適用事業所でなかったことが確認できる上、両事業所の同僚は、それぞれ適用事業所となる前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨を述べている。

さらに、申立人は、「いずれの事業所でも、健康保険証を持って病院で受診した記憶がある。」としているところ、申立期間②当時の同僚の中には、「D 社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、食品業界の健康保険組合に加入していた。」と述べている者や、オンライン記録により申立期間②にお

いて国民年金に加入していることが確認できる者がそれぞれ複数いる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。